

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			取扱面積 m <sup>2</sup>					
1	青木 学	大山町國信字近網 1317 大山町國信字九反田 1403	田 3,034.00 田 2,883.00  2 件 計 5,917.00	賃借権 水田 賃借権 水田	4年 10か月 平成31年05月01日 平成36年03月07日	5000円/10a 5000円/10a	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
2	荒松 将志	大山町西坪字下奥谷 1941 大山町西坪字下奥谷 1942 大山町西坪字上小行谷 1735-1 大山町西坪字上小行谷 1735-2 大山町西坪字上小行谷 1735-3 大山町西坪字上小行谷 1735-4 大山町西坪字上小行谷 1735-5 大山町西坪字上小行谷 1735-6 大山町西坪字上小行谷 1735-7	田 1,028.00 田 1,022.00 田 896.00 田 12.00 田 98.00 田 186.00 田 102.00 田 7.46 田 12.00  9 件 計 3,363.46	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 10か月 平成31年05月01日 平成36年03月07日	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		—
3	入江 輝文	大山町長田字下塚田 1395 大山町長田字下塚田 1396 大山町長田字下塚田 1397 大山町長田字馬渡り 1450	田 2,365.00 田 50.00 田 1,751.00 田 1,473.00  4 件 計 5,639.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年03月31日	0 0 0 0		—

4 梅實 茂之	大山町稲光字宮脇 994	田	2,838.00	賃借権 水田	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年03月31日	2000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
	大山町所子字砂口 1096	田	2,407.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町清原字新田原 421	田	2,063.00	賃借権 水田	2年 11か月 平成31年05月01日 平成34年03月31日	5000円/10a		
	大山町清原字大仙原 390	田	2,301.00	賃借権 水田		5000円/10a		
	大山町清原字大仙原 391	田	700.00	賃借権 水田		5000円/10a		
	大山町唐王字大窪田 777	田	2,996.00	賃借権 水田	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年03月31日	2000円/10a		
	大山町唐王字大窪田 781	田	3,020.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字片平 812	田	466.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字片平 813	田	2,495.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字片平 819	田	535.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字片平 820	田	2,316.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字木町 764-1	田	1,033.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字六反田 836	田	2,395.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字六反田 837	田	525.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字六反田 839	田	2,923.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字六反田 846	田	2,967.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字澤田 985	田	599.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字澤田 986	田	2,391.00	賃借権 水田		2000円/10a		
	大山町唐王字澤田 987	田	2,783.00	賃借権 水田		2000円/10a		

大山町稲光字上庵田 895	田	1,821.00	賃借権 水田	2年 11か月 平成31年05月01日 平成34年03月31日	5000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—			
大山町清原字水尻 464	田	100.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字水尻 465	田	3,114.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字水尻 466-1	田	1,943.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字水尻 466-2	田	1,200.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字大仙原 394	田	650.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字大仙原 395	田	2,335.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町唐王字木町 755-1	田	220.00	賃借権 水田		2000円/10a					
大山町唐王字木町 755-2	田	520.00	賃借権 水田		2000円/10a					
大山町唐王字木町 756-1	田	1,232.00	賃借権 水田		2000円/10a					
大山町唐王字六反田 842	田	186.00	賃借権 普通畑		2000円/10a					
大山町唐王字六反田 843	田	2,749.00	賃借権 水田		2000円/10a					
大山町清原字新田原 425	田	800.00	賃借権 水田		1年 11か月 平成31年05月01日 平成33年03月31日			5000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
大山町清原字大仙原 388	田	3,011.00	賃借権 水田					5000円/10a		
大山町野田字日原ノ上 561	田	3,079.00	賃借権 水田	5000円/10a						
大山町唐王字後田 795	田	2,135.00	賃借権 水田	3年 11か月 平成31年05月01日 平成35年03月31日	2000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—			
大山町唐王字後田 796	田	479.00	賃借権 水田		2000円/10a					
大山町唐王字後田 797	田	3,219.00	賃借権 水田		2000円/10a					
大山町唐王字大窪田 780	田	2,979.00	賃借権 水田		2000円/10a					

大山町妻木字上実光 1133	田	1,504.00	賃借権 水田	2年 11か月 平成31年05月01日 平成34年03月31日	5000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—			
大山町清原字新田原 423	田	2,923.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字前田 286-1	田	1,663.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字前田 479-1	田	1,598.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字大仙原 411	田	861.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字大仙原 415-1	田	602.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字大仙原 415-2	田	2,350.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字大仙原 415-3	田	170.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字大仙原 416	田	2,303.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字大仙原 417	田	900.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字本堂 492-1	田	1,256.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字本堂 492-2	田	1,805.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町清原字本堂 493-1	田	3,028.00	賃借権 水田		5000円/10a					
大山町唐王字上神田 993	田	2,997.00	賃借権 水田		4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年03月31日			2000円/10a		
大山町唐王字道下 964-1	田	2,864.00	賃借権 水田					2000円/10a		
大山町稲光字宮ノ上 1015	田	2,238.00	賃借権 水田		5年 11か月 平成31年05月01日 平成37年03月31日			2000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
大山町稲光字宮ノ上 1032	田	2,498.00	賃借権 水田					2000円/10a		
大山町稲光字宮脇 1001	田	2,849.00	賃借権 水田	2000円/10a						
大山町稲光字宮脇 1002	田	2,967.00	賃借権 水田	2000円/10a						
大山町稲光字宮脇 1003	田	2,907.00	賃借権 水田	2000円/10a						
大山町唐王字六反田 848	田	3,338.00	賃借権 水田	2000円/10a						

		大山町唐王字門田 957-1 大山町稻光字宮脇 998-1 大山町稻光字宮脇 998-2 大山町稻光字宮脇 999 大山町唐王字片平 821 大山町唐王字片平 822  大山町妻木字上実光 1132	田 2,868.00 田 1,380.00 田 1,565.00 田 2,887.00 田 2,914.00 田 2,916.00  田 1,439.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田  賃借権 水田	4年 11ヵ月 平成31年05月01日 平成36年03月31日  2年 11ヵ月 平成31年05月01日 平成34年03月31日	2000円/10a 2000円/10a 2000円/10a 2000円/10a 2000円/10a 2000円/10a  5000円/10a		
		大山町清原字大仙原 397-1 大山町唐王字代田 1008-1 大山町唐王字鳥居田 910-1 大山町清原字大仙原 396-1 大山町清原字大仙原 398-1	田 2,370.00 田 2,548.00 田 2,915.00 田 2,901.00 田 1,694.00  71 件 計 141,543.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 10ヵ月 平成31年05月01日 平成37年02月09日	2000円/10a 2000円/10a 2000円/10a 2000円/10a 2000円/10a		
5	奥田 国雄	大山町八重字上後山 1227	畑 1,340.00  1 件 計 1,340.00	使用貸借 畑	4年 11ヵ月 平成31年05月01日 平成36年03月31日	0		—
6	奥田 貢	大山町八重字八斗前 936	田 3,019.00  1 件 計 3,019.00	使用貸借 水田	2年 10ヵ月 平成31年05月01日 平成34年03月10日	0		—

7	株式会社 Earth corporation	大山町石井垣字広田 395-1 大山町石井垣字代田 413 大山町石井垣字代田 414 大山町石井垣字代田 415 大山町石井垣字代田 416	田 田 田 田 田 田	873.00 1,161.00 396.00 947.00 2,985.00 5 件 計 6,362.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 10か月 平成31年05月01日 平成34年03月07日	5筆全体40,000円	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
8	株式会社 諸遊農場	大山町上萬字四反田 161-1 大山町上萬字四反田 161-2	畑 畑	593.00 1,011.00 2 件 計 1,604.00	使用貸借 普通畑 使用貸借 普通畑	9年 10か月 平成31年05月01日 平成41年03月07日	0 0		—
9	齋藤 博明	大山町高田字竹辺 2982	田	3,393.00 1 件 計 3,393.00	賃借権 水田	2年 11か月 平成31年05月01日 平成34年04月07日	10000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
10	下嶋 三郎	大山町古御堂字穴田 485 大山町古御堂字穴田 486 大山町古御堂字穴田 488-1 大山町古御堂字穴田 488-2	田 田 田 田	568.00 1,340.00 887.00 761.00 4 件 計 3,556.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年04月08日	0 0 0 0		—
11	提嶋靖之	大山町國信字塩吹 1650 大山町國信字塩吹 1651	田 田	3,033.00 2,980.00	賃借権 水田 賃借権 水田	4年 10か月 平成31年05月01日 平成36年03月07日	5000円/10a 5000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

		大山町國信字九反田 1406-1 大山町國信字九反田 1406-2 大山町國信字九反田 1406-3 大山町國信字九反田 1406-4 大山町國信字九反田 1411-1 大山町國信字九反田 1411-2 大山町國信字九反田 1411-3 大山町國信字広田 1605 大山町國信字瀬寄 1632 大山町國信字柳田 1468	田 80.00 田 271.00 田 348.00 田 1,471.00 田 747.00 田 1,603.00 田 646.00 田 2,967.00 田 2,406.00 田 2,929.00  12 件 計 19,481.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 10か月 平成31年05月01日 平成34年03月07日	5000円/10a 5000円/10a 5000円/10a 5000円/10a 5000円/10a 5000円/10a 5000円/10a 5000円/10a 5000円/10a 5000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
12	當別當 英治	大山町東積字前田 1258 大山町東積字前田 1259	田 180.00 田 846.00  2 件 計 1,026.00	賃借権 水田 賃借権 水田	9年 11か月 平成31年05月01日 平成41年03月31日	50000円/10a 50000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
13	西村 暁	大山町御崎字烏山 675 大山町御崎字向田 839 大山町御崎字向田 840 大山町御崎字向田 843 大山町御崎字松山ノ上 962 大山町御崎字松山ノ上 968 大山町御崎字松山ノ上 969-1 大山町御崎字前浜 992	田 809.00 田 265.00 田 589.00 田 2,799.00 田 111.00 田 941.00 田 2,461.00 田 661.00  8 件 計 8,636.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 使用貸借 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年03月31日	10000円/10a 10000円/10a 10000円/10a 10000円/10a 0 10000円/10a 10000円/10a 3000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

14	日野 浩一	大山町東坪字下ノ原 2655	畑	1,323.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年03月31日	5000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
		大山町東坪字下ノ原 2656	畑	1,224.00	賃借権 普通畑		5000円/10a		
		大山町東坪字寺ノ上 2584	田	2,108.00	使用貸借 水田		0		
		大山町東坪字寺ノ上 2574	畑	2,586.00	賃借権 普通畑		5000円/10a		
				4 件 計 7,241.00					
15	宮川 幸恵	大山町名和字東長者原 565-2	畑	711.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年04月08日	7000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
16	山本 豊巖	大山町岡字上野中 702	田	3,034.00	使用貸借 水田	9年 11か月 平成31年05月01日 平成41年03月31日	0		—
大山町岡字上野中 716	田	3,013.00	使用貸借 水田	0					
大山町岡字上野中 717	田	2,806.00	使用貸借 水田	0					
大山町岡字上野中 718	田	166.00	使用貸借 水田	0					
				4 件 計 9,019.00					
17	吉田 清正	大山町樋口字後藤 466	田	2,610.00	賃借権 水田	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年04月08日	10000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
		大山町樋口字後藤 468	田	2,054.00	賃借権 水田		10000円/10a		
		大山町樋口字三反田 462	田	3,036.00	賃借権 水田		10000円/10a		
	大山町樋口字呉和井田 491	田	2,815.00	賃借権 水田	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年03月31日	10000円/10a	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—	
	大山町樋口字西野末 430-1	田	2,375.00	賃借権 水田		10000円/10a			
				5 件 計 12,890.00					

18	渡邊 潔	大山町平字明内 945	田	516.00	使用貸借 水田	2年 10か月 平成31年05月01日 平成34年03月07日	0	—
		大山町宮内字辻堂 913	田	2,185.00	使用貸借 水田		0	
		大山町宮内字辻堂 914	田	1,689.00	使用貸借 水田		0	
		大山町宮内字辻堂 921	田	2,540.00	使用貸借 水田		0	
				4 件 計 6,930.00				
19	岡田 浩司	大山町今在家字円学 1072	田	1,353.00	使用貸借 水田	9年 10か月 平成31年05月01日 平成41年03月07日	0	—
		大山町今在家字円学 1074	田	1,597.00	使用貸借 水田		0	
				2 件 計 2,950.00				

共通事項は別紙のとおり

## 2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

### (2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

### (4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

### (5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

### (6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

### (8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

### (9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

### (10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

### (12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

### (13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。